移

(乳)

母

障

高

他	災	額	0	担	2
O	害	(保险	歳	金	申
公	給	保	5	を	古!
智	付	険	中	担金を除いた	(3割なと)
など	を	適	学	Λπ	
ど	受	Ж	3	た	カ
から	ît	除適用外や	年	額	から
ら	ス	-1/-	土		_
Ó	る時、	学	は		部負
給	<u>.</u>	校	全		負

社保などの健康保険加入者)

要介護2以上

0歳~中学3年生

の所持者

同要件の方

付します。
おた、年金からのみの方には、はな

らの天引き

(特別徴収)

はがきで決定通知書を送

保険給付係課

65歳~69歳

対象者(市内に住所があり、国保、

・昭和27年6月30日以前生まれ

・昭和27年7月1日以降生まれで

母子・父子家庭の母父とその児童なら

びに遺児(18歳の3月末まで。高等学

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳

A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級

後期高齢者医療制度に加入し、障と

納付書が同封されている方は、定通知書を7月中旬に発送します65歳以上の方(第1号被保険者

(第1号被保険者)

に決

近くの金融機関などで介護保険料円書が同封されている方は、納期限

を発送の決定通知書

校など在学中の場合は20歳到達月まで)

### 医療費の 自

己負担額 >ら一部負

なものもありますので、

られ 事前に問い合わせてくだ 制度によってその他必要

初めての申請には被保 印鑑が必要です

なし

さい。

しています。

方に医療費の一 部を助成

要件や所得要件を満たす 障が いなどの

高齢重度障害者医療があ

所 得 制 限

市民税非課税世帯で世帯全員の年金収 入が80万円以下かつ所得がない方

市民税非課税世帯で本人の年金収入と

他の所得が合計80万円以下

障重度障害者医療、 高

福祉医療制度には、 母母子家庭等医療 乳乳幼児等

高齢期移行、

者証を提示してください (期限切れの受給者証は破棄してください)。

6月下旬に対象者へ福祉医療費受給者証を送付しています 医療機関や薬局には、 7月から新

# 月から福祉医療費受給者証を更新

しい受給

児童扶養手当法に基づく所得制限があ ります。詳しくは、問い合わせてくだ 本人、配偶者、扶養義務者の市民税所 得割税額の合計が23万5千円未満

▼日時

7 月 22 1 時 9 時 ~ ·

4 時

# 知書を発送国民健康保険税の決定通

中旬に発送します。改定しました。国 説明窓口を開設 国国 保税の決定通知を7月 民健康保険税率などを

保険税についての問い合わ せ窓口 [を開

# 7月17日(火) 20 日 (金)

市役所

3階臨時窓口

(債権管理課前)

午前9時~午後3時

**(税務課)市民税係** (医療保険課)国民健康保険係

11 三木市役所・〒673-0492 上の丸町10-30・☎82-2000

広報みき | 2018.7 10

## 産後ケア ĺΞ かかる費用を助成

内容や申請方法など詳しくは問い合わせてください。申請が必要です。申請が必要です。事前の一部を助成します。事前られるサービスを利用する費用の一部を助成します。事前出産後に母子の体調管理や授乳、育児のサポートが受け

対象者 満たす 次の要件をす

・身体や心に不調がある、・市に住民票があり、産・市に住民票があり、産 たは育児に不安のある

# 後期高齢者医療制度

関などの窓口で提示して 関などの窓口で提示して 一年旬に送付します。8 一年旬に送付します。8 一年旬に送付します。8 一年旬に送付します。第 です。新しい証を医療機 の窓口で提示して

問・申請 市医療保険課をご覧ください。

被 保 険 **た送付** 

新しい被保険者証など

してください場合は額認定証の

は、新語の申請

たを

にして

請い

保険料額決定通知書を

が住民税非課税の方で減き不要です。世帯員全員対象となる方は更新手続対象となる方は更新手続

日 日

型(6泊7日まで)

▼助成額 ・宿泊型(6泊7日まで) ・日帰り型(7日まで) 上限13,500円/ 上限13,500円/

### 8月から高額療養費の上限額が変わります

現役並み所得者の所得区分を細分化( I ~ Ⅲ) した上で、限度額が見直されます。高額療養費は1カ月の 医療費の自己負担額を超えた額を払い戻す制度です。

70歳以上で国民健康保険または、後期高齢者医療保険に加入している方

自己負担限度額(月額) 負担割合 所得区分 外来 (個人ごと) 外来+入院(世帯単位) 現役並み所得者 Ⅲ:課税所得690万円以上 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%[141,100円]\*1 3割 Ⅱ:課稅所得380万円以上 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%[93,000円]\*1 I:課税所得145万円以上 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%[ 44,400円]\*1 般 18,000円(年間※2上限144,000円) 57,600円 [44,000円] \*1 2割 1割※3

- **II ※**4 24,600円 8.000円 低 所 得 15,000円
  - ※1 [ ] 内は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の額 ※2 8月~翌年7月 ※3 昭和19年4月1日以前に生まれた方
  - 世帯員全員が住民税非課税の方 世帯員全員が住民税非課税で、かつ各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

### ■限度額適用認定証(限度額認定証)が新設

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は、8月から「限度額認定証」を医療機関などの窓口で 被保険者証とともに提示することで、医療機関ごとに1カ月間の窓口での支払いが、 )までとなります。被保険者証と印鑑を持参し、申請をしてくだ さい(限度額認定証がない場合は、窓口での限度額は

### 問・申請 (市)医療保険課